

## 中国国民党／中華民国政府「琉球」吸収工作・ 1948年～1971年

齋 藤 道 彦

琉球革命同志会・台湾省琉球人民協会・琉球国民党などの組織は、中国国民党／中華民国政府の意を受けた「琉球」吸収工作機関だった。本稿では、中国国民党・中華民国政府による1948年から1971年までの琉球／沖縄吸収工作を検討する。検討対象資料は、「喜友名嗣正（中国名：蔡璋）1948年8月22日付け葉次長閣下あて文書」, 「琉球革命同志会工作報告」・台湾省琉球人民協会「工作報告（8,9月分）」(1948年10月付け), 琉球革命同志会1949年12月「備忘録」, 蔡璋「琉球国徽の由来 琉球『万暦の役』の惨痛」(1949年2月25日『中華日報』), 「琉球革命同志会・琉球人民協会」名「籲議書」(日付け不明), 「中国国民党中央改造委員会から葉公超部長あて1951年2月20日付け代電」, 「中国国民党中央委員会第4組から外交部葉公超部長あて1952年7月14日付け書簡」ほかの中華民国中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の外交部檔案電子資料である。

### はじめに

中華民国外交部所蔵資料の電子版が閲覧できる中央研究院近代史研究所<sup>とうあん</sup>檔案館の資料により、中国国民党・中華民国政府による1948年から1971年までの琉球／沖縄吸収工作を検討する<sup>1)</sup>。

なお、同檔案館所蔵檔案資料（以下、「近代史研檔案」と略称）は手書き（ペン、毛筆）、ガリ版刷り、タイプ印刷、活字印刷などがある。中華民国政府関係文書は当然、中国語文であるから一々記載しないが、琉球革命同志会などの文書は日本語文・中国語文が使い分けられており、どちらであるか記載する。年号表記は、原文では（中華民国）「四十四年」などであるが、本稿では中華民国年表示は原則として西暦に書き換える。判読不能文字は、□とし、推定がある場合は（?）を付す。

---

1) 本稿は「蔡璋と琉球革命同志会・1941年～1948年」（『中央大学経済研究所年報』第46号 中央大学出版部 2015年9月）の続編である。

## 1. 1948年～1949年台湾省琉球人民協会・琉球革命同志会

### 1-1 台湾省琉球人民協会

#### (1) 喜友名嗣正書簡（1948年8月22日）

「喜友名嗣正」（中国名：蔡璋）は、「琉球人民協会」の用箋を用い、1948年8月22日付けで「葉〔公超〕次長閣下」あてに、「琉球人民は祖国の懷に帰れることを願ひ」、「祖国の指導のもとに琉球人の解放と自由をはかる」との決意を述べる書簡を送っている（中国語文。近代史研檔案）。「琉球人民協会」は、「台湾省琉球人民協会」の略称であると見て間違いないだろう。

#### (2) 台湾省琉球人民協会「工作報告（8,9月分）」

「琉球革命同志会工作報告」（1948年8月。近代史研檔案）のあとには、さらに台湾省琉球人民協会による次の「工作報告（8,9月分）」（1948年10月付け。原文は中国語文、ペン書き。近代史研檔案）が付されている。1948年8,9月の分ということになる。

#### 〔一〕政府の琉民に対する管理および本会工作の進行状況

わが琉球はもと中国の属地であり、人民もまた中国の属民であった。中間には日寇〔日本侵略者〕の侵略・占領を経ているとはいえ、多数の人民は実に中国を忘れてはいない。ここに、日寇は戦敗し、琉球の祖国回帰は疑いもないものである。ただ、対日和会〔対日講和会議〕は達成されず、琉球の隸属問題はいまだ確定しておらず、そのため中国政府が留□（用）している技術人員<sup>2)</sup>および台湾で生活している一般琉球人民の行動、居住および工作〔労働〕の機会などはすべて厳格な統制を受けている。それゆえ、彼らは生活面でも精神面でもひとしく無限の苦痛を感じており、しばしば留用された琉球籍技術人員の逃亡および一部琉球人の密貿易などの弊害が発生している。わが琉球人のこうした苦痛を除去し、上述の弊害を取り除くために、一日も早く琉球を回収して琉球人を内地人民と同等の地位に立たしめるよう要請するほか、謹んでさらに数件申し述べ、政府に処理をお願いするものです。

① 「台湾省琉球籍技術人員雇用登記規則」第5条の『1. 船舶が琉球籍技術人員を雇用するときは、多くても各当該船舶員の3分の2を超えてはならない。』『2. 前項の雇用された人員は、雇用された市鎮管轄区に居住する者であること。ゆえあって当該管

---

2) 日本の敗戦後、中国に留用された日本人がいることについては、鹿錫俊「戦後国民政府による日本人技術者『留用』の考察——中国側文書に依拠して」（斎藤道彦編著『日中関係史の諸問題』所収 中央大学出版部 2009年3月）などがあるが、「琉球籍技術人員」の留用問題は、知られていない。この要請に対して、中華民国政府がどう対応したかは、不明である。

轄区を超えるときは、申請し、当地警察機関の証明を取得しなければならない。』を修正していただきたい。

② 留用された琉球籍技術人員が家族を各雇用管轄区内に居住することを許可していただきたい。(ただし、任意に琉球に帰ってはならない、と規定してもよい。)

③ 台湾省政府は琉球民政府と交渉し、中国政府が留用した琉球籍技術人員が用品を送り返して琉球に居住する家族に使用させることを許可していただきたい。

以上、諸点は何度か申請した結果、すでに政府当局の親身のご理解を得、近日中に解決される見通しである。

## (二) 2か月来の本会の進展状況

本会〔台湾省琉球人民協会〕は本年〔1948年〕7月8日、設立を申請し許可されたのち、政府の指導のもとで会務は順調に進展し、本会会員は深く感激している。2か月来、本会の全力をあげた宣伝と勧誘により、本会に陸続と加入した者は喜び勇み、現在、正式会員は男女計210名であるが、近日、蘇澳〔台湾東海岸・宜蘭の南〕方面でこのほか150名が本会設立の宗旨を深く理解し、加入申請したいと考え、現在、手続きを進行中である。しかしながら、本会の各項の経費の不足、収支の困難は心をひとつにして将来、進展することが期待される。それゆえ、会費の件は現在、会員1名について毎月とりあえず2000新台幣〔台湾元〕を集め、その他は本会の福利事業を始めるさい、経費調達状況がどうであるかを見て、進め方を決定することとし、例えば教育・医療もその中に含むものとする。

## (三) 会員指導および組織訓練工作

現在、本会は、この工作の進行をきわめて重視しており、随時、会員を全島各地に派遣し、厳格に集中訓練を実施し、会員を指導して互助精神を養成し、政府の法令を順守し、会員のまちがった思想と言論・行為を正し、その知識と技能等の工作を助長する。

要するに、その他のなすべき事項については、本会が艱難を避けて、全力で外へ赴くなら、諸同志の了解に頼り、指導し協力することによって中琉一体の最後の目標に到達することを期さなければならない。』

台湾省琉球人民協会の「工作報告(8,9月分)」は、琉球革命同志会の「請願書」や「琉球革命同志会工作報告」<sup>3)</sup>と同趣旨の書き出しに始まるが、具体的には琉球籍人員の便宜を拘束している規則等の変更を求めている点に特徴がある。

3) 同「請願書」「琉球革命同志会工作報告」は、前掲拙稿「蔡璋と琉球革命同志会・1941年～1948年」参照。

蔡璋は、台湾省琉球人民協会を琉球革命同志会と別に組織したが、台湾省琉球人民協会は台湾在住の琉球籍人の待遇改善をめざした組織であり、琉球革命同志会も台湾省琉球人民協会も中華民国政府のもとにある琉球人を名のる「中国人」組織であることに変わりはなかった。

(3) 琉球革命同志会「備忘録」(1949年12月)

琉球革命同志会は1949年12月、次の「備忘録」(近代史研檔案)を作成した。その構成は、以下の通りである。

第1章 献議書、第2章 陰謀を暴露する、第3章 法令の根拠、第4章 米ソの琉球についての見方、第5章 琉球は委任統治が適用されるのか、第6章 否決権の運用、第7章 単独講和は不当な行ないである、第8章 琉球人の基本的態度、第9章 可能な演変およびその他、第10章 琉球の呼び声、付録。

第1章は、パンフレット「琉球と中国の関係」(1948年8月)と同趣旨で、「琉球は中国の属地であり、琉球人民は中国人民である」と書きだし、本会は「中琉一体が宗旨」と述べる。

第2章。日本政府は1946年11月以降、備忘録1件を連合軍総部に提出し、講和会議においてソ連が南千島を併呑することを阻止し、「ソ連軍に占領された北海道以北の7島(琉球群島を含む)」の返還を求め、支持を要請した。

アメリカは1947年3月4日、「当該の島は永遠に米軍の根拠地」であり、「大琉球を日本に返還するというのは荒唐無稽である」と表明した。

日本の政治家は1947年10月10日、「沖縄連盟」の36名の「琉奸」(「琉球の悪者」の意。日本人意識を持っている沖縄人を指す)と結託し、大琉球島の日本返還を日本政府に要求した。本会は、この日本による侵略の野心を非難した。

フィリピンの『マニラ公報』は1947年11月15日、「琉球は国際信託統治のもとに置くべき」という「でたらめな言論」を発表したが、これは「アメリカをバックとしている」。

アメリカの権威筋は1948年2月、「アメリカは将来、対日講和会議で琉球等の島について戦略的委任統治権を要求する」と述べた。

日本の指導者は1948年2月25日、「イタリアが特港を回収したことに鑑み、三国が沖縄島嶼を返還するよう希望する」と述べた。

日本の芦田首相は1948年3月7日、将来の講和会議で「ソ連が占領している各島は回収を希望する。琉球群島はなくてもよい」と述べた。

アメリカの対日講和条約草案では、「日本は北海道・本州・九州・四国の4大島を保

有でき、琉球・小笠原両群島中の各小島の主権を維持できる」というものだった。「かくのごとき単独〔講和〕案は、琉球人民は絶対黙認できない」ので、本会は1949年11月11日、声明を発表し、全世界に支援を求めた。

第3章。マッカーサー司令部は1946年1月29日、日本政府に対し日本の行政権の範囲を、日本本土4大島以外に付近の1000余の大小の島嶼で行使してよいとした。しかし、次の島々は除外された。

(一) 鬱陵島・行島・濟州島、(二) 琉球群島中の北緯30度以南(口島〔口之島〕を含む)・伊豆七島の南方群島・小笠原群島・その他太平洋群島(大東島群島・沖の鳥島・南鳥島・中鳥島を含む)、(三) 千島群島・齒舞群島(水晶島・勇流島・秋勇流島・志発島・多楽島)・色丹島、(四) その他一切の日本委任統治地および第1次世界大戦後、日本が占領した太平洋各島嶼。

日本政府は1946年5月17日、マッカーサー司令部の指令に対し関税法の罰則等について「勅令第277号第11条」で次のように定めた。

「千島群島(瑤瑁島を含む)・小笠原群島・硫磺〔硫黄〕群島・大東島群島・沖の鳥島・中鳥島・竹島・北緯30度以南の南西群島(口島を含む)および以外の島嶼は均しく外国と見る。」

戸籍法も、これらの付属島嶼は朝鮮・台湾・関東州・南洋群島および庫頁島〔樺太〕等の地方と並列し、これらの地方で出生あるいは死亡した者はすべて外国で出生あるいは死亡したものと見なす、とした。

このほか、「勅令第495号」は「戦時補償特別措置法の施行令」について、「勅令第548号」は「財産税法の施行令」について、これらの地域では施行できない、とした。

このうち、北緯30度以南の琉球群島(より詳しく言えば、「北緯24度から31度、東経123度から131度の間」)の帰属は「カイロ宣言の原則」およびその「歴史・地理・文化・経済の関係」から「中国に帰属させるのが正当」だ。

第4章。アメリカにとって、琉球「基地は本土から遠く」、「利益はますます小さい。」「琉球は、主権を中国に返すのが至当である。」

第5章。委任統治制度は、国際連盟が作り出したもので、「一種の形を変えた植民地制度」であり、琉球には「適用」できない。「祖国〔中国〕の支援を希望する。」

第6章。対日講和会議に対して、中国は「否決権を保有しなければならない。」

第7章。「単独講和条約は不当である。」

第8章。「われわれは、再び日本に隷属するなら、流血を惜しまず死を誓って徹底的に反対する。現在、台湾に居住する琉球同胞は、台湾省琉球人民協会の指導のもとで法令を順守し、生産・建設に従事し、政府当局が琉球人の境遇の困苦を諒察し、いっそう

愛護されるよう願う。」

第9章。アメリカは、琉球を「前哨基地」とし、琉球を「日本に隷属させるか、アメリカ単独の委任統治あるいは数カ国の共同管理」にしようとしている。これは、「琉球の民族自決」を認めず、「奴隷化政策」だ。アメリカの対日講和条約草案では、「琉球は日本に返す」となっている。中国の「この百年来」の「藩属地の損失」は、「琉球・朝鮮・蘇祿〔カリマンタン島東北部〕・安南〔ベトナム〕・暹羅〔暹羅（シャム／タイ）の誤記であろう〕・南掌〔ラオス〕・ビルマ／ミャンマー・ブータン・哲孟雄〔シッキム〕・アフガニスタン・布□爾〔不詳〕・浩罕〔コーカンド〕・ハサク・布魯特〔不詳〕・乾竺特〔カシミール西北部ギルギット東北約60キロメートルの地方〕などであり、最近では新疆・モンゴル・チベットなどの辺境が騒がしい。」蔣介石総裁は、『中国の命運』で「国防の必要」から琉球・台湾・澎湖・東北・内外モンゴル新疆・チベットなどをあげている。

第10章。「各民族の革命は、各民族が自身でやるものだ。」「赤色帝国主義」も「白色帝国主義」も、「反革命」だ。「三民主義の新中国」を建設しよう。

この「備忘録」中の第2章で「ソ連軍に占領された北海道以北の7島（琉球群島を含む）」としているのは、表現上の混乱である。琉球革命同志会の関心事は、あくまでも「琉球」であった。

関税法・戸籍法は、日本の敗戦に伴う領土の変更に対応する措置にほかならず、琉球が中国領となったことを意味するものではもちろんない。

1949年当時、「琉球」はアメリカ軍占領下にあった。朝鮮は、1948年に南半部には大韓民国が、北半部には朝鮮民主主義人民共和国が誕生していた。蘇祿〔カリマンタン島東北部〕はオランダ植民地となっていたが、1949年に独立した。ブルネイは1906年、イギリスの植民地となっていた。ベトナムはフランス植民地になっていたが、フランスは1949年にベトナム国を建てた。ラオスは、1899年にフランス植民地になっていたが、1946年に独立した。ビルマ（現ミャンマー）は、1886年にイギリス植民地になっていたが、1948年に独立した。ブータンは、1910年にイギリスの保護領になっていたが、1949年に独立した。シッキムは1877年にイギリスの保護領となっていた。シャム／タイは、植民地になったことはない。コーカンド・ハン国はモンゴル帝国の1分支であったが、1876年にロシアに併合された。アフガニスタンの建国は1747年であり、当時、清朝との間に朝貢関係があったとは思われない。1880年、イギリスの保護領となったが、1919年に独立していた。カザフ／ハサクは、1936年にソ連の一員となっていた（布□爾・布魯特は不詳）。

しかし、これらの国々は、中国地域の漢王朝に一時期、直接支配されたことのある朝鮮・



ベトナム以外、琉球を含めてかつて中国地域王朝の領土であったことはない。この「備忘録」には、「藩属国地」はすべて「中国地域王朝の領土」、すなわち現在の「中国領」という大中華意識が露骨に表出されている。

蔡璋らの「琉球返還」要求は、戦後一時期、中華民国国民政府の政策と一致したが、最終的に蒋介石らの採るところとはならなかったのは、国共内戦の帰趨が大きく影響しての政策選択であったと見られるが、その過程の分析は今後の課題である。

付録は以下の4点。

- (一)「日本の野望に反駁する」(琉球革命同志会)
- (二)「6000琉球革命同志会員は再び日本の侵略の野心を排斥する」(琉球革命同志会)
- (三)「フィリピン紙のでたらめな言論に反駁する」(琉球革命同志会)
- (四)「琉球人の意見」

### 1-2 蔡璋「琉球国徽の由来」(1949年2月)

蔡璋「琉球国徽の由来 琉球『万暦の役』の惨痛」(1949年2月25日『中華日報』。近代史研檔案)は、次のように述べている。

「琉球の国徽は、黒い円の中に3つの金色がある。」万暦20年、豊臣秀吉が朝鮮侵略を行なったさい、琉球に1万5000名の兵を要求したが琉球が断ると、怒り、7000名の兵員と10カ月分の食糧を要求したが、琉球はやはり受け入れなかった。万暦37年、薩摩の島津は琉球に兵を進め、琉球王は捕らえられた。三十六姓の那覇久米村の鄭廻(謝名親方)は反抗したが、捕らえられ、油釜で煮られるさい、2人の刑吏を道連れにしたので、この3人が「国徽」の由来となった。

### 1-3 「籲議書」(日付け不明)

「琉球革命同志会・琉球人民協会」名の「籲議書(白書)」(中国語文、活字印刷。近代史研檔案)は、わたしが入手できたコピーは日付けが確認できないし、文書の途中までしかない。

同資料は、「対日講和会議が挙行されようとしている」という時期であったが、アメリカの「対日講和条約の初歩草案」は「非常に寛大」で日本は「琉球・小笠原両群島中の各小島に対する主権を保有できる」と言っているのです、琉球革命同志会「備忘録」(1949年12月)と同時期に書かれた文書と見られる。

「一 訴願の主因」。20世紀は「民族自決の時代」であり、琉球は「アメリカに委任統治

されている」が、アメリカは「琉球の史実」を知らない。

「二 琉球の史実」。「琉球の開闢」は「紀元前219年」に「秦の始皇帝が徐福を派遣」し、「三儲山（蓬萊，瀛洲〔琉球〕，方丈洲）」に到着し、「琉球人の祖先『天孫氏』の基礎を確立」した。「原住の埃奴氏のほか、ほとんど全部は中国大陸移民が生んだ中華民族の『双子』」である。「明の洪武5年（1372年）、明の太祖と琉球王察度」以来、両者は「父子」の関係になった。「三十六姓」の子孫が「琉球民族の主体」である。「明の万暦37年（1609年）」、日本は「琉球に侵略を開始」した。

「三 われわれの訴え」。「明の万暦年間から清の光緒5年〔1879年〕」までの日本の「琉球侵略」は、①「琉球王尚寧の逮捕」までで、わたしの入手資料は切れている。

一種独特の「琉球人」論であるが、当然に日本の琉球史認識とは異なる。「原住の埃奴氏」とは、アイヌか？ 何を指しているのか不詳。

## 2. 1950年代／琉球革命同志会・琉球人民自治協会

### 2-1 中国国民党中央改造委員会代電（1951年2月20日）

「中国国民党中央改造委員会から葉公超部長あて1951年2月20日付け代電」（近代史研檔案）は、琉球革命同志会が1951年1月29日で送ってきた「民国39年〔1950年〕琉球大事記」はアメリカの琉球経営状況を知る上で大変参考になるのでお送りする、と述べ、同「大事記」を添付している。

許育銘「戦後處理與地緣政治下の國民政府對琉政策：以1940、50年代為中心」（大阪外国語大学主催『ワークショップ：〈中国〉のインパクトと東アジア太平洋戦争國際秩序』所収2006年）は、蔡璋が1951年に台湾省政府参議に起用されたと記述している（米澤晋平『戦後中華民國對琉球政策之研究』<sup>4)</sup>、国立政治大學政治學系碩士論文、2011年3月、中国語文、以下、米澤2011と略称）という。

### 2-2 中国国民党中央委員会第4組書簡（1952年7月）

「中国国民党中央委員会第4組から外交部葉公超部長あて1952年7月14日付け書簡」（毛筆使用。近代史研檔案）は、「本会第6組」が第4組に送ってきた「琉球革命同志会会長蔡璋」の手紙が、①最近の中央通信社および当局側の新聞が琉球革命同志会に対して琉球問題についての「言論を凍結」するよう主張しているが、琉球問題を無視すべきではない、②国内の新聞社の権勢と利益および近視眼を正し、琉球問題に注意を払うよう要求する、と述べ

4) インターネット、2014年10月アクセス。



ているとのことであり、この件は外交に関わるので適切に処理されたい、と通知している。

これは、1952年4月28日に締結された日華平和条約との関係で、中華民国政府と琉球革命同志会との間に琉球問題の扱いについて微妙なずれが生じていることを反映しているものと見られる。

### 2-3 「尖頭諸嶼に関する資料」(1953年?)

この檔案資料には、「尖頭諸嶼に関する資料」が含まれており、「尖頭諸嶼」「魚釣島」など日本名の記載された地図がある(作成の日付けは不明だが、続く英文資料が1953年1月22日付けである)。

### 2-4 蔣介石、陳建中・方治への指示(1957年)

前掲許育銘論文は、蔣介石総統が1957年、中国国民党中央委員会第6組主任陳建中を召見、引き続き琉球の「愛国独立運動」を支援し、蔡璋と密接に連絡をとり、台琉団体支援工作を行なうよう指示したが、陳建中は日本語がわからないので、日本留学経験がある大陸同胞救済総会秘書長の方治が台琉団体支援工作に参加し、支援するよう求めた。陳建中と方治がともに蔣介石に謁見したとき、蔣介石は両名が密接に連携協力するよう指示し、方治はその工作の責任を負い、琉球に赴いて工作を進めることをみずから希望した(米澤2011による)という。

### 2-5 第三清徳丸事件と蔡璋(1955年6月, 7月, 8月)

1955年第三清徳丸襲撃事件においても、以下の台湾軍文書や琉球警察文書に「台湾省琉球人民協会」などとの関係が出てきていた<sup>5)</sup>。

#### (1) 兼台湾省保安司令嚴家淦文書(1955年6月)

「兼台湾省保安司令嚴家淦から国防部兼代表參謀総長彭(孟緝)上将〔大将〕あて1955年6月8日付け文書」(近代史研檔案)は、本部(台湾省保安部)所属和平島聯検組などの5月12日付け報告として、和平島聯検組組長李明哲が「琉球人民協会」に派遣され、「理事長蔡璋」とこの件について協議した、と報告している。

#### (2) 兼台湾省保安司令嚴家淦文書(1955年7月)

「兼台湾省保安司令嚴家淦から国防部參謀長彭上将あて1955年7月25日付け文書」(近代史研檔案)には、7月18日付け「台湾省琉球人民協会」の書簡が収録されている。

5) 「沖縄漁船襲撃事件——第三清徳丸事件に対する中華民国の対応と真相」(『人文研紀要』第81号 中央大学出版部 2015年10月予定) 参照。

## (3) 参謀総長陸軍二級上将彭孟緝文書 (1955年8月)

「参謀総長陸軍二級上将彭孟緝から国家安全局あて1955年8月10日付け文書」(近代史研檔案)も、7月18日付け「台湾省琉球人民協会」の書簡を取録し、同文書の写しを台防総部・海軍総部および本部総政治部第二庁に送るとしている。

## (4) 国防部長俞大維・副部長馬紀壯文書 (1959年1月21日)

「国防部長俞大維・副部長馬紀壯から外交部あて1959年1月21日付け文書」(近代史研檔案)に添付された調査表のうち、1955年6月10日国防部調査と1955年6月29日台湾省保安司令部調査には、「台湾人民協会」との連絡が記入されている。台湾人民協会は国防部とも正規の関係がある機関であったことが示されている。

## (5) 琉球警察文書 (1957年7月)

「琉球警察から第三清徳丸船主當眞正庸あて1957年7月27日付け文書」(近代史研檔案)によれば、被害者は「台湾省琉球人民協会」にも要請を行なった。このことは、「台湾省琉球人民協会」が沖縄社会では中華民国(台湾)の出先機関と見なされていたことを意味するものと思われる。これに対して、台湾省琉球人民協会会長蔡璋は証拠書類の写真の提供を求めた。しかし、沖縄警察は「台湾省琉球人民協会」を中華民国(台湾)の正規の出先機関とは認めず、証拠写真の提供を拒否した。

## 2-6 蔡璋『琉球問題解決点の再吟味』(1957年12月)

蔡璋は、『新琉球問題叢書第1巻 琉球問題解決点の再吟味』(琉球独立協会刊印 1957年12月25日。日本語文、活字印刷。近代史研檔案)を発表した。蔡璋は、この一文を「琉球自治運動の推進」のために書くとしている。中国近現代史では「自治」は「独立」とほとんど同義で使われる場合がある。要旨は、次の通りである。

「琉球の問題は、琉球人によってのみ解決される」。

英修道(慶應義塾大学教授)は、「薩摩の対琉球方針」は「一面は付属国としてこれを現実に統御すると共に、他面は独立国として中国と交易することを奨励するという矛盾を蔵して樹てられ」たが、「国際法上の〔中国との〕共同領(Condominium)でない」、  
「琉球に及ぼした施政的勢力の点では日本の方が中国のそれより協力であった」と述べているが、これは「日本人一流の詭弁と合理主義のお膳立」だ。アメリカのクブリン(ブルックリン大学歴史学教授)も「朝貢」関係などについて同様の趣旨のことを述べている。

「琉球列島即ち今の屋久島以南」は、「戦国秦漢時代の海上『三神山』の一として伝えられている」。「徐福の引率せる童男童女も亦呉越民族だと言われている。」「琉球の語

音」は「『呉音』が最重<sup>ママ</sup>」, 「『越語』の文法が最も多い」。「日本開闢の始祖」「天孫氏が山東省より渡来したという伝説が琉球に存在」する。「戦国時代より秦漢に至るまで、中国の方士集団が琉球の開闢に大きな貢献をしていた」。「『日琉同祖論』を強調することは、曲学」のすることだ。東恩納寛惇（拓殖大学教授）は「琉球独立協会」その他の「団体の活動に不当なる干渉を加えている」。「琉球の気骨ある民族主義者たち」は、「中国の二千年にわたる琉球に対する王道的恩誼に協賛して、琉球の民族自治の実現に挺身」している。

「琉球の処分はむしろカイロ宣言、ポツダム宣言に法的根拠を求めることが妥当ではないか」。

入江啓四郎（愛知大学教授）は、サンフランシスコ会議でアメリカ代表が述べた日本の沖縄諸島に対する「残留主権」とは「領土主権（Dominium）を保持すること」であり、「アメリカの施政権行使」は「対人主権」であると述べているが、ヘルシュ・ラウターバクトは「主権の行使は受託国に属するが、残存主権は国際連合にある」と言っている。

1955年9月11日、400名の台湾在住琉球籍民は、「日本駐華大使館の国勢調査登記」に「抗議」し「日本政府の外交保護権を拒否した」。ヴェルサイユ条約によれば、「委任統治地域の住民に対しては施政権者である受住<sup>ママ</sup>〔任〕国が、外交保護権を行使する」のである。「中華民国政府」は、在台湾琉球居留民は「琉球籍民」とし、「琉球住民は日本国民ではない」としている。

横田喜三郎（東京大学教授）は、「日本は琉球に対する最終処分権を保持している」としているが、「統治権を握っている米国」は「全部の権利を持っているはず」だ。安井法政大学教授は、最終処分権と統治権の奥に「権利の源」があり、「それが日本に残っている」と言うが、それは「琉球住民に属している」と解するべきだ。

入江教授は、1953年11月27日の中華民国立法院による奄美大島日本復帰反対決議は「国際法上の根拠がない」と否認している。中華民国は、サンフランシスコ「講和条約〔平和条約とも言う。以下、サ条約と略称〕第3条」で「琉球の現状を変更する規定がないので、琉球問題の解決は将来の懸案として保留」したのではないか。

ブラバンティ（デューク大学教授）は、日本時代にくらべてアメリカの悪政のため「アメリカの支配に好意を寄せない」琉球人がいるが、対策は①アメリカによる併合、②琉球の完全独立、③国連信託統治、④日本に即時返還、⑤現状維持だとする。（このあと、1頁分コピーに欠落がある。）

ジョセフ・バラントインは、琉球経済を日本経済の一構成要素と位置付ける考えのようだが、琉球経済は発展を続けているので、自立できる。

アメリカ陸軍長官は1950年1月1日、極東軍司令官に琉球船舶旗は国際旗<sup>きりゅう</sup> 旒信号d旗の尾端を等辺三角形に切り取った特別旗の使用を命じた。これは、商船旗である。

「戦後中国は琉球に対して、琉球独立への支持声明をたびたび発表しているが、一度として主権の恢復を要求していない」。

「1957年2月8日、ワシントン発の共同通信は、米国政府は沖縄及びその他の琉球列島を放棄する用意ができれば、それを日本に返すつもりだとの通告を中国政府に非公式に発したと報道している」。「米国政府は曾て中国政府<sup>かつ</sup>に対し、奄美大島を以て日本に対する最終的の領土返還だと通告している」。「カイロ宣言の付属文書の中に参加国代表による琉球の政治的独立に関する取極めの記録がある」。

日本は、サ条約で台湾を「放棄」したが、「新南群島及び西沙群島」についても「放棄」しており、「中国はすでに該群島に対し、軍隊による進駐をしているかぎり、法的に見る『先占』の効力はすでに発生していると認められなければならない。」（このあと、1頁分コピーが欠落している。）

琉球では、高等弁務官制度が施行された。琉球政府章典（1952年2月29日。4月1日施行）に基づき設立された琉球政府は、「一種の民政管理」だと言える。琉球住民は、「米琉合作の親善的実績」を重ね、「より合理的な民政措置が講じられるよう努力」すべきだが、「琉球のコムニスト」は「米琉の離間を策動」している。「赤い市長」（瀬長亀次郎）は、「罷免された」。

わたし（蔡璋）は、「日本文に素養がない」ため、意をつくすことができなかった。いかなる自治体も、「主体性（人権）の尊厳は、法制に優先」する。「米国民政府」が、「市長罷免の行政措置をとったことは合理的、かつ合法的」である。「いくら共産主義者たちがアメリカを非難しても、アメリカが琉球に実施した民生経済の輝かしい成果を否定し去ることはできない」。

「アメリカは、琉球を日本から租借すればよかった、とも言っている」。「より重要な事実は、琉球において、すでに琉球自治政府が設立されているということである」。

蔡璋の立場は、アメリカ統治下での「自治」を肯定し、それを琉球の「独立」、「中国への復帰」につなげてゆくことである。

「中華民国が戦後、琉球の主権恢復を要求したことがない」という蔡璋の主張は、事実反する。例えば、張群行政院院長は1947年、国民参政会<sup>6)</sup>駐会委員会で「琉球」は「中国に

---

6) 国民参政会については、拙稿「国民参政会と国共関係」（斎藤道彦編著『中国への多角的アプローチⅡ』所収 中央大学出版部 2013年3月）参照。

返還すべきもの」と報告している(拙著『尖閣問題総論』104ページ)。

「カイロ宣言の付属文書の中に参加国代表による琉球の政治的独立に関する取極めの記録がある」という蔡璋の主張は、根拠不明である。

蔡璋は、「日本文に素養がない」と謙遜しているが、日本語母語者の日本文になっている。

## 2-7 蔡璋・許紹昌間書簡(1957年, 1958年)

「蔡璋から美洲〔アメリカ〕司長あて1957年1月9日付け書簡」(中国語文, ペン書き。近代史研檔案)は、アメリカ琉球民政府発行の「琉球要覧」1冊を贈呈すると記している。

「蔡璋から許紹昌あて1957年2月23日付け書簡」(中国語文, ペン書き。近代史研檔案)は、今後、「琉革工作」(琉球革命工作)を發展させるので、アメリカ政府の関係部会名・責任者氏名・住所, アメリカ民間有力団体名・責任者氏名・住所, アメリカ各有力新聞雑誌名・住所, 国連関係機構・責任者氏名・住所をお知らせいただきたい, と依頼している。

アメリカへの宣伝活動に取り組むという計画である。これに対する許紹昌からの返答は、わたしが収集した檔案資料には含まれていない。

「許紹昌から琉球革命同志会蔡璋あて1958年1月12日付け書簡」(毛筆書き。近代史研檔案)は、アメリカ琉球民政府発行の「1955年下半年琉球民政」1冊を受け取った旨の礼状である。

許紹昌は、「美洲司」(アメリカ司)長であろう。琉球革命同志会は、中華民国国民政府外交部アメリカ司と密接な連絡をとっていたのであった。

## 2-8 中琉文化経済協会設立(1958年3月)

この節は、すべて米澤2011による。

中国国民党中央委員会は、1957年12月30日に台北市青島東路「婦女の家」で中琉文化経済協会設立準備の会談を行なうこととしたことを関係単位に通知し、大陸同胞救済総会理事長谷正綱が主要発起人となり、丘念台・許紹昌・陳紀滢・陳建中・李国卿・蔡璋ら「中国国民党幹部の連名で50余名の名が発起人名簿の中にある」。この名簿には、もともとは方治の名はなかったが、のちに手書きで書き加えられているという。

この中に蔡璋が「中国国民党幹部」のひとりとして明記されていることは、注目に値する。

1958年1月13日、中琉文化経済協会発起人会議が開催され、谷正綱が主席(議長)を務め、中琉文化経済協会設立準備に関する問題が討論されたが、方治は参加していなかった。

1958年3月10日、「婦女の家」で中琉文化経済協会設立大会が開催され、300余人の会員が参加した。会議は、方治を第1理事長に、谷正綱・陳建中ら13名を理事に、王撫洲<sup>7)</sup>・張希

哲・許紹昌ら13名を監事に選出した。このうち、蔡璋も理事に、琉球国民党総裁大宜味朝徳も監事に選出された。

台湾・中琉文化経済協会は、中国国民党の対琉球工作機関として設置されたわけである。

以上は、台湾においてであるが、琉球では台湾に先立って1957年11月9日に同名の中琉文化経済協会が設立されており、琉球銀行総裁富原守保が会長となり、顧問として琉球政府副主席神村孝太郎・琉球政府経済局長瀬長浩および国場幸太郎があたり、琉球の政治経済界の人物多数が参加し、その中には方治が「琉球四大天王」と呼んだ国場幸太郎・宮城仁四郎・具志堅・大城がおり、大宜味朝徳は琉球中琉文化経済協会の副会長、蔡璋は同会台北連絡辦事処（事務所）処長となっていたという。

なお、比嘉康文『「沖縄独立」の系譜』（琉球新報社 2004年）によれば、日時が記載されていないが、アメリカCIAは「琉球革命同志会」の「革命」という名称に疑惑を抱き、蔡璋が琉球を訪れたさい、尋問したことがある（米澤2011による）という。

台湾中琉文化経済協会は、1986年から「中琉歴史関係学術研討会」を主宰していった。

## 2-9 中華民国政府内政部文書（1957年11月～1959年6月）

### (1) 内政部王徳溥部長文書（1957年12月）

「中華民国政府内政部王徳溥部長から外交部あて1957年12月30日付け文書」（タイプ打ち。近代史研檔案）は、「台湾省琉球人民協会の本年〔1957年〕11月25日付け文書」によれば、「台湾省琉球人民自治協会」に改称したとのことである、と通知している。

### (2) 外交部アメリカ司文書（1958年1月）

「中華民国政府外交部アメリカ司から内政部あて1958年1月8日付け文書」（毛筆書き。近代史研檔案）は、「台湾省琉球人民協会」が「台湾省琉球人民自治協会」に改称したとの内政部からの1957年12月30日付けの通知を了解した、と述べている。

### (3) 台湾省琉球人民協会書簡（1959年6月）

「台湾省琉球人民協会兼理事長蔡璋から梅教育部長あて1959年6月19日付け書簡」（中国語文、ペン書き。近代史研檔案）は、台湾大学に留学した琉球籍学生新川千三の奨学金を1960年7月まで延長するよう要請している。

台湾省琉球人民協会は、1957年11月に改称したとしているのに、これ以降もどういうわけか旧称が用いられている。

---

7) 王撫洲は、1919年五・四運動参加者である。拙著『五・四運動の虚像と実像—1919年5月4日北京』（中央大学出版部 1992年3月）参照。



## 2-10 大宜味朝徳への蒋介石写真依頼 (1959年9月)

### (1) 中国国民党中央委員会第6組代電 (1959年9月)

「中国国民党中央委員会第6組主任陳建中から外交部黃少谷部長あて1959年9月1日付け代電」(近代史研檔案)は、琉球革命同志会会長蔡璋によれば、大宜味朝徳は現在58歳で、「アジア人民反共連盟琉球総理事」・「中琉文経協会監事」・「琉球国民党総裁」などとして貢献しているのを、総統(蒋介石)から「玉照」(お写真)を与えられたいとのことであると述べている。

### (2) 「美一科」文書 (1959年9月)

「美一科から『アジア人民反共連盟中国分会』あて1959年9月11日付け文書」(ペン書きおよびタイプ印刷。近代史研檔案)は、中国国民党中央委員会第6組の9月1日付け代電によれば、アジア人民反共連盟琉球総理事である琉球国民党総裁大宜味朝徳に総裁からお写真を贈られたいとのことであると述べている。

「美一科」とは、外交部アメリカ司の一科であろう。

### (3) 「美一科」文書 (1959年10月)

「美一科からアジア人民反共連盟中国分会あて1959年10月4日付け文書」(ペン書き。近代史研檔案)は、琉球革命同志会会長蔡璋より琉球国民党総裁大宜味朝徳に総裁からお写真を贈られたいとの建議につき、このほど督促があった、と述べている。

### (4) 「美一科」文書 (1959年10月)

「美一科から中国国民党中央委員会第6組あて1959年10月19日付け文書」(ペン書き。近代史研檔案)も、琉球国民党総裁大宜味朝徳に総裁からお写真を贈られたいとの要望に関する連絡である。

## 3. 1960年代／琉球国民党・琉球革命同志会

### 3-1 琉球居住者の強制帰国要請 (1960年5月)

#### (1) 台湾省琉球人民協会代電 (1960年5月)

「台湾省琉球人民協会兼理事長蔡璋から美洲司長經由外交部長黃あて1960年5月25日代電」(中国語文、ペン書き。近代史研檔案)は、次の要請を行なった。

現在、台湾省宜蘭縣蘇澳鎮<sup>きらん そおうちん</sup>の住民呉振興から台湾省琉球人民協会への陳情によれば、呉振興(80歳)の一家6人は、1人っ子の呉鉄丁(別名、呉鉄雄、39歳)に頼っていたが、呉鉄丁の離婚、長孫の病逝などのため精神的に打撃を受けて父母を遺棄し、現在、琉球八重山島石垣市に居住しているので、強制的に帰国させていただきたい。呉振興らの戸籍謄本を添付する。本件は、写しを台湾警備総司令部および中央党部にも送った。

(2) 台湾省琉球人民協会代電 (1960年11月)

「台湾省琉球人民協会兼理事長蔡璋から外交部經由交通部長民航局あて1960年11月26日代電」(中国語文, ペン書き。近代史研檔案)は, 上記琉球同胞の帰国送迎のため, 空港に赴きたいので, 交通部が空港出入証を発行してくれるよう要請を行なった。

(3) 交通部長民航局書簡 (1963年3月)

これに対してだいぶ時間がたっているが, 「交通部長民航局局長頼遜<sup>そん</sup>岩から台湾省琉球人民協会あて1963年3月22日文書」(タイプ印刷。近代史研檔案)は, 「隨時, 台北航空<sup>たん</sup>站で空港臨時証を申請してよい」と回答した。

3-2 琉球革命同志会代電 (1960年8月)

「琉球革命同志会から外交部長沈(昌煥)あて1960年8月19日付け代電」(中国語文, ペン書き。近代史研檔案)は, 「日本の朝野」は一面で対米外交における平等互惠の立場を主張し, 琉球群島の返還を要求しており, 一面でロシアとの友好関係を追及するという二元外交政策を行なっているので警戒するよう述べている。

3-3 中国国民党中央委員会第4組文書 (1960年9月)

「中国国民党中央委員会第4組から外交部長沈昌煥あて1960年9月19日付け文書」(毛筆書き。近代史研檔案)は, ①日本政府は海外使領館に, 日本・琉球・小笠原等出身者を含む海外居留人口調査を行なうよう通知した, ②琉球革命同志会は在中国の関係新聞社が, もし日本大使館が琉球群島僑民を含む日本人の調査を行なう場合は拒絶し, 調査対象を日本人のみに限ると公告するよう新聞で通知するよう求めてきた, ③日本の国勢調査と琉球革命同志会の請求について, いかがお考えかお知らせください, と通知している。

3-4 琉球革命同志会・僑務委員会間代電 (1961年～1965年)

(1) 琉球革命同志会代電 (1961年2月)

「琉球革命同志会兼会長蔡璋から僑務委員会あて1961年2月24日付け代電」(中国語文, ペン書き。近代史研檔案)は, 現在, 琉球に居住している華僑(一時的居住者を含む)のパスポート関係手続き付帯証明資料が多く煩わしいこと, また, 中華民国の領事館も権威ある華僑合法団体もないため苦勞しているため, ①「在琉華僑」の身分関連の申請手続きを簡素化する, ②「在琉自由中国『貿易センター』」内に「在琉華僑服務処」を設置する, ③貴会が本会を「特殊な華僑保証者単位」に認定することを要請し, 本件副本を外交部と中国国民党中央委員会第6組に転送するよう求めている。

本代電の「発信団体」名は「琉球革命協会在琉辦事処」となっている。

## (2) 僑務委員会代電 (1961年3月)

「僑務委員会委員長周書楷から琉球革命同志会あて1961年3月4日付け代電」(?、「代電」の「電」が消されている。中国語文、タイプ印刷。近代史研檔案)は、琉球に旅行する華僑の申請事務は従来、長崎領事が処理していたが、距離があり不便なので本会が関係機関と協議して決める、と通知している。「副本〔写し〕収受者」には、外交部および中国国民党中央委員会第6組が指定されている。

## (3) 外交部蔡○○文書 (1965年8月)

「外交部蔡○○から中央信託局駐琉琉<sup>マ</sup>(「琉球」の誤記だろう) 段子駿代表あて1965年8月16日付け文書」(ペン書き、「○○」は原文。近代史研檔案)は、アメリカ側とパスポートの発給について協議した結果、本部(外交部)がアメリカ大使館に送って処理することとなった、と通知している。

## (4) 蔡璋1961年3月代電

「琉球革命同志会会長蔡璋から僑務委員会あて1961年3月10日付け代電」(ペン書き。近代史研檔案)は、僑務委員会は琉球に人を派遣し、僑務に協力し、「優良な僑民を送りこみ、台琉文経交流を増進」するよう要請し、この文書の写しを外交部と中国国民党中央委員会第6組にも転送するよう要請している。

## 3-5 「琉球国民党の主張 = 日本復帰は住民に不利=」(1961年10月)

1958年11月20日、「琉球国民党」が設立され、大宜味朝徳が党主席となり、蔡璋が党副主席兼外事となって、台北に分党部を設置し、中華民国政府にその政党活動の内容を報告した(米澤2011)。

1961年10月25日発行『沖縄興信所報』付録「琉球国民党の主張 = 日本復帰は住民に不利=」(日本語文、活字印刷。近代史研檔案)がある。「発行所」は「琉球国民党」、沖縄興信所の連絡先は「那覇市牧志町2丁目」「電話 8-1829」である。

同文書の冒頭は、「綱領」と「宣言」である。

「綱領」の趣旨は、以下の通り。

琉球は「80年来」「民族苦を体験」してきたが、「日本の無条件降伏、ポツダム宣言、カイロ宣言の受諾により琉球は完全に日本より離脱した。」「米国の施政権下に琉球政府の樹立を見」、「琉球の国家体制は整備され、立国代議の政制基礎は樹立」された。

「宣言」の趣旨は、以下の通り。

「吾党は琉球がポツダム宣言により日本より離脱されたことを確認」し、「米琉合作の下に」琉球の「自治独立を促進」し、「琉球の權益を確保し国際貿易を振興し琉球人による真正なる琉球の建設に全琉球住民の大同団結を期す。」

続いて、「国民党総裁 大宜味朝徳」の名で「琉球国民党の主張 日本復帰は住民に不利」は、次のように述べている。

「住民の殆んどが誤った指導者にリードされて、復帰、復帰と叫んでいる。」「米国が琉球を手放し、日本に返すと云うことは、到底考えられぬことである。」「日本に復帰したら」、「米国の経済援助の中止」があり、「基地収入もなくなる」、銀行・保険会社・船会社等の「諸事業は総崩れ」となる、「6万人の軍作業員は職場を失う」、「管理の失業続出する」、「大島や日本から自由に労働者が入り込んで来る」、「商売人は押しつぶされる」、「負担加重になる」、「新事業が不振になる」、「自由に企業〔起業〕ができない」、「孤島に逆戻りする」、「交付金にだまされるな」、「米琉合作」で琉球は発展する、琉球は小さくても独立できる。

琉球国民党主席大宜味朝徳は、同党結成時に蒋介石に謁見し、報告を行なった。

大宜味は、沖縄における祖国復帰運動の盛り上がりという現実に対して、孤立感を表明している点が注目される。

同党は、1960年代後期に自然消滅した（米澤2011）という。

### 3-6 蔡璋『『中琉問題』談義』（1963年7月）

蔡璋は、1963年には「琉球国民党渉外部長」の肩書で1963年7月25日『沖縄興信所報』（近代史研檔案）に『『中琉問題』談義』を發表し、次のように主張している。

「沖縄」は、琉球「土語」の「ウチナー」を「日本式に訓読み」したもので、ウチナーは「阿尼奈」「屋其□」と書く。現在、琉球人には「日本国籍はない」。日本の「剰余主権」などは「植民観念」で、中国に「第一剰余主権」がある。中国は「琉球に対する宗主権」を放棄していない。「われらの祖宗千余年のあいだ扶助してくれた中国の王道の恩沢」に感謝すべきだ。

『沖縄興信所報』の「編集人」は、「大宜味朝徳」である。

### 3-7 喜友名嗣正「琉球と反共運動」(1963年9月)

蔡璋は、1963年9月には「琉球反共連盟 喜友名嗣正(さいしょう)」名で1963年9月25日『沖繩興信所報』(近代史研檔案)に「琉球と反共運動」(1963年9月)を発表し、次のように主張している。

「マルクス、レーニン主義の文化理論や、労働組合論」は「階級闘争至上主義を強調している。」日中戦争中には共産党は国民党と手を組んだが、日本が敗戦すると、「昨日の友は今日の敵に早変わりした」。私は「8年前に琉球反共連盟を組織した」。

この記述からすると、「琉球反共連盟」の結成は1955年のこととなる。

### 3-8 谷振海文書(1967年1月)

「谷振海から外交部魏道明部長あて1967年1月13日付け文書」(タイプ印刷。近代史研檔案)は、次のように述べている。

(1) 中国国民党中央委員会第6組と「中琉文化経済協会」は、「琉球地区工作問題」につき、「琉球の地位は特殊」とし、日本政府が琉球の日本復帰のため全力をあげており、「共匪」も組織活動を行なっている。われわれは、「琉球をかちとる」ため「対琉工作」を強化し、琉球革命同志会を支援している。本会は、第212回、216～218回、222回会議を開き、次の決定を行なった。

- ① 外交部がアメリカ側と協議し、わが方が琉球に外交専員辦事処を設立することに同意するよう建議する。
- ② 琉球革命同志会の工作を極力支援する。
- ③ わが方の在琉経済貿易を統一するため、中信局駐琉代表には蕭兆綱を派遣した。省商連会駐琉代表徐経満と琉球革命同志会の蔡璋は台湾に滞在しており、それぞれ協議し、密接に連絡を取りあわなければならない。
- ④ 琉球革命同志会の補助経費を増加させる。中琉文化経済協会には、本年30万元補助し、新竹ガラス工場、台湾青果公会、台湾青果合作社にそれぞれ10万元援助する。
- ⑤ 中央委員会第6組と中琉文化経済協会は琉球革命同志会に極力協力する。
- ⑥ 琉球文化経済協会は、対琉球基本政策の確定、対琉球貿易政策の改善、琉球産品購入尺度の緩和、工商各界技術人員の琉球との合作強化のため、中琉文化研究会議を開催する。

- (2) 趙委員は、総統府張岳軍秘書長の許可を得て、「琉球の現況およびそれに対するわが方が取るべき態度についての研究報告」と題する報告書を総統あてに送った。趙委員の報告内容は、①第2次大戦後の琉球の政治体制、各党派の組織、アメリカの援助、日本の援助と対琉貿易の優遇、琉球人の親日、親「匪」（中国共産党・日本共産党を指しているようである）、琉球の人口・文教・土地面積などの現状であり、②琉球は「大陸反攻の重要な拠点」であり、「再び日本人の手に陥らせてはならない」し、「赤化」させてはならない、という点である。
- (3) 趙委員の報告内容は、第6組と中琉文化経済協会の趣旨と一致しているが、ここに紹介する。
- ① 本会の数度にわたる会議の決定は、実施を期したい。
  - ② 琉球人士の合作をかちとる。琉球革命同志会はわが方の琉球で運用できる唯一の機構だが、その力は「薄弱」なので支援が必要である。
  - ③ 「僑胞〔琉球在住同胞〕約1100余人」を合法的団体に組織し、「反共の力」を団結させる。
  - ④ 華僑の教育を強化し、華僑学校を設立する。
  - ⑤ 琉球貿易を強化し、琉球産品購入の尺度を緩和する。
  - ⑥ 中琉文化交流を強化し、台湾に留学する青年のために奨学金をつくる。
  - ⑦ 本党は琉球に組織はなく、技術労働者70余人が琉球に行くので、そのうちの20余人の本党黨員に組織を作らせ、党「第3組」が担当する。
  - ⑧ 対琉球工作は、政府予算で補助すべきだ。
- (4) 本会第224回会議の決議を経て、中央常会第22回会議に提案した。総裁は、「本党の対琉球工作はアメリカと日本の反応に注意しなければならない。組織を建設する方式あるいは琉球革命同志会の名義で進める必要はないと思う。商会あるいは同郷会など民間団体を組織して活動し、アメリカがもし反対したら、外交部が交渉し、当地に領事館を設立し、僑務・商務の促進に便利ならしめる……」と指示した。
- (5) この件は、「総裁の指示」の通りにやらなければならない。
- (6) 本件は「行政院秘書処・外交部・教育部・經濟部・僑委會・外貿会・第3組・第6組・中琉文化経済協会等の主管同志に送付する」。

### 3-9 「琉球」名使用提案（1967年1月）

「中国国民党中央委員会第5組主任詹純鑑<sup>せんじゆんかん</sup>から外交部魏道明部長あて1967年1月25日付け代電」（タイプ打ち。近代史研檔案）は、「国民大会代表党部社調」が「中央に『琉球』という名称を政府機構（交通・教育・文化等の機構）に正式名称として知らしめ、『沖繩』を使



用して国民の意識の混乱を避けるようにする」と建議しているが、わが国としてはこの名称を引き続き使用してよいかどうかお知らせいただきたい、と述べている。

「社調」とは、「社会調査局」であろう。中国国民党中央委員会第5組の住所は、「台北市中山南路11号之1」である。

#### 4. 年月日不明文献

##### 「日本参院の琉球再侵の無恥企図を駁斥す」

琉球革命同志会は、「日本参院の琉球再侵の無恥企図を駁斥す」（日本語文、ペン手書き、漢字・カタカナ使用。近代史研檔案）を中国政府あてに送った。日付けは、わたしが持っているコピーでは不明だが、筆跡は蔡璋のものである。その要旨は、次の通り。

中央社10月14日電によれば、日本の参議院外交委員会は「大琉球島の東京住民63人」が当該島の日本返還を求める請願を議決したと報じている。「日本社会民主党」などの「仮面政党」は「琉球侵略の魔手」を伸ばそうとしている。「参議院議長佐藤尚武と日本共産党議員細川嘉六ら」は、社会民主党に「慎重を促している」。琉球の人民は、「愚民政策300年の苦痛」を味わった。それは、「年少、琉球に育った」「参議院議長佐藤と日本共産党の指導者徳田ら」がよく知っているはずだ。「中国政府」は断乎として「対日和約」（対日平和条約）に臨み、「琉球を救出」されるよう望むとともに、「連合国（この場合、国連か）が正視」してほしい。

これが、何年のことであったか調べればわかるだろうが、本稿脱稿段階で確認していない。

#### 5. 蔡璋失脚——琉球革命同志会から中琉文化経済協会へ

この節は、米澤2011による。

1967年2月13日、琉球大学学生9名が中華民国台湾省商会連合会駐琉商務辦事処を襲撃するという事件が発生した。

学生は、駐琉商務辦事処の徐経満が台・琉バナナ貿易で不正な手段で暴利をむさぼったと主張し、辦事処に侵入し、器具を破壊し、威嚇行為を行なった。学生の指導者は、琉球大学中国語クラブの会員で、同倶楽部メンバーはたびたび台湾に中国語の研修に来ており、蔡璋がすべて身分保障をしていた。蔡璋と琉球大学中国語クラブは、密接な関係にあり、蔡璋は中信局のメンバーと手を組んで徐経満がバナナ貿易で汚職を行なっていると学生を焚きつけたのだった。蔡璋のねらいは、徐経満を琉球から追い出し、台琉貿易の利益を独占すること

だったとされる。

中華民国政府は、蔡璋に責任があると判断し、蔡璋支持を取りやめたのだった。蔡璋の政治生命はこれで終わった。蔡璋は同年、台湾を去った。

中華民国政府は、在琉球団体による琉球工作を取りやめ、方治を代表とする中琉文化経済協会を通じての琉球政策に転換したという。方治は、中国各省市党部の主任委員を経て、1949年、福建省政府代理主席を務め、国民党の台湾移転後、中国国民党中央評議委員、総統府国策顧問、国民大会代表、国民大会主席団主席、中国大陸災胞救済総会副理事長、中琉文化経済協会理事長を歴任した。方治は1987年（ないし1988年）に死亡し、本人の希望により沖縄に葬られた。これによって、中華民国政府は沖縄との主要なパイプを失ったとされる。

中華民国政府は、1987年に沖縄県に中琉文化経済協会駐琉球辦事処を設置し、引き続き活動していった。

## 6. 1970年代／琉球独立党

1970年7月、琉球独立党が結成された。

### 1971年7月18日「聯合報」の記事

1971年7月18日『聯合報』記事「琉球人は本当に琉球が日本に引き渡されることを希望しているのか？」（本紙記者張作錦）の切り抜き（近代史研檔案）がある。この記事の最後の部分に、由崎間勝男（沖縄時報前社長）・野府武彦（行政主席立候補者）・古謝紹松（工商人士）らが「琉球独立党」を結成した、との報道がある。

琉球独立党は2008年3月（2005年5月ともいう）、かりゆしクラブと改名したという。

1971年3月21日、在琉球の華僑は「琉球華僑総会」を設立した。1972年5月時点で、琉球には約2万名の華僑が居住していた（米澤2011）。

### おわりに

中央研究院近代史研究所檔案館は、蔡璋・琉球革命同志会などに関する1940年代から1970年代までの電子資料を所蔵している。

蔡璋は、1947年に琉球革命同志会会長に就任し、1948年には台湾省琉球人民協会理事長就任、1955年ごろ琉球反共連盟を結成し、1958年、琉球国民党副主席兼外事就任、1963年には琉球国民党渉外部長の肩書で活動し、1967年に失脚した。

1971年7月18日『聯合報』の記事（近代史研檔案）によれば、由崎間勝男（沖縄時報前社長）・野府武彦（行政主席立候補者）・古謝紹松（工商人士）らが「琉球独立党」を結成したというが、蔡璋らと関係はないものと見られるが、不明である。

「琉球独立」運動のもう1人の中心人物、大宜味朝徳は1947年9月、「沖縄社会党」を結成

し、1961年には「琉球国民党総裁」という肩書で活動している。

琉球革命同志会・台湾省琉球人民協会・琉球国民党などの組織は、中国国民党／中華民国政府の意を受けた「琉球」吸収工作機関だったと見られる。

付記 最後に、資料参照の便宜を与えてくださった中央研究院近代史研究所檔案館に感謝の念を表明する。